

広島県告示第三百八十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、二級河川  
堺川水系河川整備計画を平成二十六年四月二十四日に定めた。

その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所呉  
支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦